

# 名古屋港管理組合公報

平成21年11月30日

(月曜日)

号外第238号

## 目次

○名古屋港管理組合議会の議員の議員報酬の特例に関する条例	1
○特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	1
○給与条例の一部を改正する条例	1

## 条 例

名古屋港管理組合議会の議員の議員報酬の特例に関する条例を公布する。  
平成二十一年十一月三十日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

### 名古屋港管理組合条例第二号

名古屋港管理組合議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

名古屋港管理組合議会の議員の議員報酬の月額は、平成二十一年十二月一日から平成二十二年十一月三十日までの間において、名古屋港管理組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成五年名古屋港管理組合条例第四号）第一条の規定にかかわらず、同条各号に掲げる額から当該額に百分の八を乗じて得た額を減じた額とする。

#### 附 則

この条例は、平成二十一年十二月一日から施行する。

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成二十一年十一月三十日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

### 名古屋港管理組合条例第三号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与等に関する条例（昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号）の一部を次のように改正する。  
付則に次の一項を加える。

5 第三条第一項に規定する監査委員の報酬の額は、平成二十一年十二月一日から平成二十二年十一月三十日までの間において、同項の規定にかかわらず、別表第二に掲げる額から当該額に百分の八を乗じて得た額を減じた額とする。

#### 附 則

この条例は、平成二十一年十二月一日から施行する。

給与条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成二十一年十一月三十日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

### 名古屋港管理組合条例第四号

給与条例の一部を改正する条例

給与条例（昭和三十七年名古屋港管理組合条例第五号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の一項を加える。

6 平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する第二十一条第七項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の九十」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合